

平成30年度に実施する特定保険医療材料価格調査について（案）

1. 趣旨

2019年（平成31年）10月の消費税引き上げへの対応のための特定保険医療材料価格調査については、材料価格基準改正の基礎資料を得ることを目的として、保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に販売する医療機器販売業者の販売価格及び一定率で抽出された医療機関等での購入価格を調査

2. 調査期間

平成30年度中の5か月間の取引分を対象として、調査を実施（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成30年度中の1か月の取引分のみを対象）

3. 調査の対象及び客体数

（1）販売サイド調査

保険医療機関、歯科技工所及び保険薬局に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象
調査客体数 約6,500客体

（2）購入サイド調査

① 病院、一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により8分の1の抽出率で抽出された病院を対象
調査客体数 約1,050客体

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により160分の1の抽出率で抽出された一般診療所を対象
調査客体数 約640客体

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された歯科診療所を対象
調査客体数 約570客体

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により40分の1の抽出率で抽出された歯科技工所を対象
調査客体数 約120客体

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象
調査客体数 約950客体

4. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査

購入サイド調査において、特定保険医療材料購入先の卸売販売業者情報（卸売販売業者名、本店・営業所名）についても調査

5. 調査手法

厚生労働省から直接客体に調査票を配布・回収

(参考)

平成29年度「特定保険医療材料価格調査（本調査）」の実績

1. 調査期間

平成29年5月から同年9月取引分を対象として、調査客体のうち、販売サイドについては、平成29年10月2日から同年10月25日の間に、購入サイドについては、同年10月30日までの間で実施（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び保険薬局調査分については、平成29年9月取引分のみを対象）

2. 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査（回収率70.9%）

保険医療機関等に特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象
調査客体数 6,190客体

(2) 購入サイド調査（回収率72.6%）

① 病院及び一般診療所（歯科診療所を除く。以下同じ。）の全数を対象とし、以下のように抽出された病院及び一般診療所を客体とする。

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により4分の1の抽出率で抽出された病院を対象

調査客体数 2,113客体（回収率66.8%）

イ 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により80分の1の抽出率で抽出された一般診療所を対象

調査客体数 1,274客体（回収率72.4%）

② 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科診療所を対象

調査客体数 1,007客体（回収率66.8%）

③ 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された歯科技工所を対象

調査客体数 87客体（回収率62.1%）

④ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象

調査客体数 1,901客体（回収率82.8%）

3. 調査事項

材料価格基準に記載されている特定保険医療材料の品目ごとの販売（購入）価格及び販売（購入）数量を調査

4. 調査手法

厚生労働省から都道府県を經由して、客体に調査票を配布・回収